

新温泉町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～

令和2年3月修正

新温泉町交通対策委員会

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について関係機関で協議、対応してきました。

新温泉町では、以前から「新温泉町交通対策委員会」の中で通学路等の危険箇所の抽出を行い、関係機関が連携する中で通学路の安全確保を図っているところですが、今後も関係機関が連携し通学路の安全確保を円滑に進めるため、このような取り組みの方策を明確にするため、「新温泉町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

2. 推進体制

本プログラムは、別紙1の関係機関・部署で構成する「新温泉町交通対策委員会」（以下、「委員会」という。）で推進していきます。

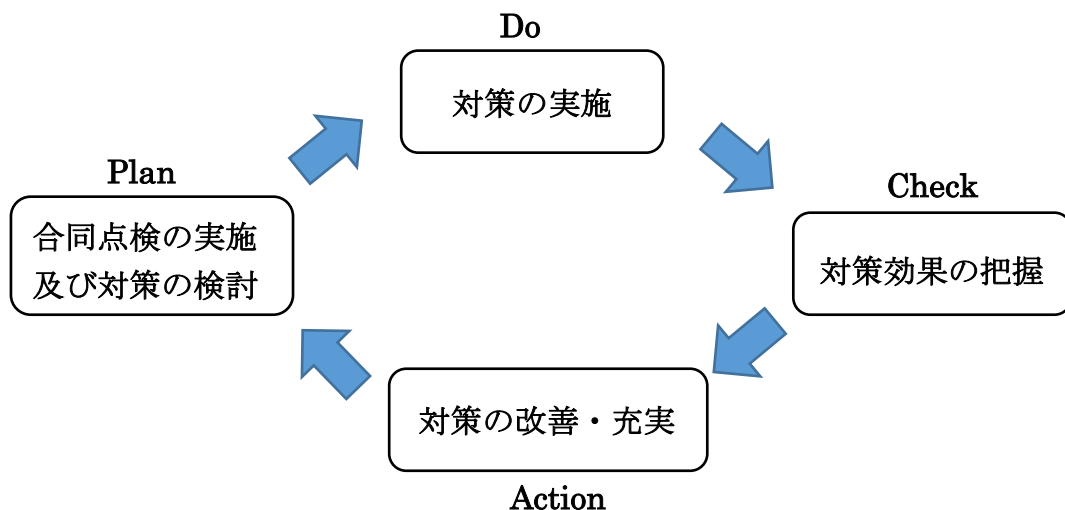
3. 取り組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、引き続き合同点検を実施するとともに、対策後の効果把握も行い、さらなる改善・充実を図ります。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして繰り返し実行し、通学路の安全性の向上を図ります。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検の実施

各学校から出された通学路等の危険箇所について、委員会で年1回合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

各学校から出された危険箇所の対策を関係機関が検討し、対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置などのハード対策や、交通規制や交通安全教育などのソフト対策を箇所に応じて具体的なメニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校への状況調査や実地調査などにより、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとに点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。